

面に継続して輸送する場合

2 国鉄工事を輸送する場合

3 その他特殊の事情がある場合

専用貨車は、原則として、発着駅間の列車を指定することにしており、車体の両側に「〇〇駅〇〇駅間専用車」の表示をして、一般共通貨車と区別することに定めている。→専用運用。(平井隆三・永井卯三郎)

せんようじき 専用敷 鉄道あるいは軌道の軌条が、線路用地として専用せられている場所に敷設せられていることをいう。

地方鉄道は原則として道路に敷設せられないことになっているから(地方鉄道法第4条)、専用敷であることは当然であるが、軌道は特別の事由のないかぎり道路に敷設することになっているから(軌道法第2条)、専用敷のものは例外である。軌道法ではこれらを区別して、道路上その他公衆の通行する場所に敷設した軌道を併用軌道と呼び、専用敷の軌道(専用される用地を軌道敷地という)を新設軌道と称している(軌道建設規程第3条)。この軌道敷地は道路管理者が道路の新設または改築のために必要ありと認めるときは、建設大臣および運輸大臣の認可を受けて、無償で道路敷地とすることができている(軌道法第9条, 同法施行令第12条)。軌道の運転速度・運転回数等を高度化するために専用敷としている軌道は、すでにその輸送需要・効用等も地方鉄道とまったく同じであるから、地方鉄道法第45条によって地方鉄道に変更する許可を受けられることになっている。→軌道敷地。軌道の地方鉄道への変更。(福田四郎)

せんようせん 専用線 特定貨主が自己の専用とするためまたは国・公共企業体もしくは地方公共団体が、自己もしくは特定貨主の専用に供するために、その負担において敷設した国鉄の側線をいう。すなわち繊維・製紙・金属・化学等の製造工業または鉱坑・油槽所・倉庫等の事業会社等が、大量貨物の輸送のため国鉄営業線から線路を引込み、これに貨車を出入りさせ、工場・倉庫等事業所の任意の場所で直接に荷役作業を行う側線である。通称**専用側線**または**引込線**ともいう。

専用線の目的および効果としては、荷主においては積替えによる荷損防止、運搬時分の短縮、手数の節減および小運送費の軽減等があり、鉄道としては荷主の固定化・出貨源の培養・貨物取扱設備費の節約・駅構内作業の緩和等を図ることができ、大量貨物の輸送上極めて有効適切な施設である。また専用線は専用鉄道と実体的に全く同一であり、本来「専用鉄道規程」の適用をうけ、運輸大臣の免許をうけて敷設すべきものであるが、これを専用線すなわち国鉄側線とすることにより、手続の簡素化、諸経費の節減等を図ったものである。

専用線を敷設して、これに発着する貨物の取扱を希望する荷主は所定の申請書に国鉄の指定する図面および書類を添付して所管鉄道管理局長に提出する。鉄道管理局長は事業上の支障の有無・経済効果・工事施行者の能力等について検討し、適当と認められる場合は専用線敷設および使用承認書を交付する。荷主はこれに異議のないときは請書を提出し、敷設工事に着手し、工事が終了したときは国鉄のしゅん功検査をうけ、これに合格したときから使用を開始し貨物の取扱を行うのである。

専用線の敷設および使用については、専用線敷設および使用承認書によって行うのはもちろんであるが、その基本的事項は日本国有鉄道専用線規則に規定されており、国鉄・荷主間の約款条項として、双方ともこれに規制される。そのおもな条項としては、(1) 専用線の敷設工事は、本線および重要な側線の運転に直接関係する部分を除き、国鉄の監督のもとに荷主が施行

することを原則とし、その費用は、国鉄線との分岐点(分岐器を含む)までを原則として荷主の負担とし、受授線の新設を必要とするときは、その費用についても荷主が負担する(2) 敷設工事を終了したときは、国鉄においてしゅん功検査を行い、これに合格したときは国鉄の所有とする(3) 専用線を敷設した荷主は、無償で専用線の専用権を保有し、これを第三者に使用させようとするときは、国鉄の承認をうけるものとする(4) 専用線において取扱うことのできる貨物は、原則として国鉄線または連絡社線にわたって運送される車扱貨物に限り、とくに国鉄の承認をうけたときは、小口貨物(発送に限る)または特定区間の運送もできる(5) 専用線に発着する貨車の受授は、受授場所において行い、受授場所と専用線間の出入作業は、国鉄の指示に従い荷主が行うことを原則とする(6) 国鉄機による貨車出入作業およびこれが附帯作業については、運転料および経常費を、指定の時間内に貨車を返還しないときは貨車留置料を収受する(7) 専用線の保守は、本線および重要な側線の運転に直接関係する部分を除き、国鉄の監督のもとに荷主が行うことを原則とし、その費用は、荷主の負担とする。ただし分岐器・標識等の費用は、その取替の材料費を除いて国鉄の負担とする(8) 国鉄は専用線を巡回監督し荷主に対して必要な指示を行い、荷主は直ちにこれ従うものとする(9) 専用線の使用を廃止したとき等は、荷主はこれを撤去し、国鉄用地については直ちに原状に回復するものとする。撤廃物は無償で荷主に返還するが、国鉄において存置の必要があるときは、補償をし存置することができる等である。

国鉄と直通連絡をする専用鉄道については、国鉄との連絡施設の設置および貨物取扱について日本国有鉄道専用線規則を準用し、専用線に準じて取り扱っている。また国鉄の既設側線において、特定の貨主が常時かつ長期にわたって貨物を取り扱うときも、専用線に準じ同様の取扱を行っている。(小川和夫)

せんようせんだいさんしゃしよう 専用線第三者使用 専用線は敷設および使用の承認をうけた者、すなわち専用者が使用することがたてまえであるが、専用者は国鉄の承認を受けて、第三者に専用線を共同的に使用させることができる。これを専用線第三者使用といい、その形態には、(1) 専用者の貨物の積卸、通運取扱等を行うために、限定免許を受けた通運事業者あるいは一般免許を受けた通運事業者が使用する場合、(2) 側線渡し売買のため使用する場合、たとえば炭鉱の専用側線貨車乗渡して私鉄が石炭を買受け、専用線内から私鉄の名において運送するような場合、(3) 専用者と同一地帯に生産工場があるため、その専用線を共同的に使用する場合の3つがある。専用線第三者使用は、専用線の利用策として有効適切な制度である。(重森直樹)

せんようせんふせつおよびしようしようにん 専用線敷設および使用承認 専用線を敷設して、ここに発着する貨物の取扱をしようとする荷主は、所定の申請書に国鉄の指定する図面および書類を添付して、所管の鉄道管理局(営業部門)に提出する。国鉄の指定する図面および書類とは、一般計画図・詳細図(平面図 $\frac{1}{500}$ ・縦断面図横 $\frac{1}{2,500}$ 縦 $\frac{1}{400}$ ・構造物設計図・軌道構造図)、設計計算書・工事示方書・工事予算書・工業工程表・申請者と工事施行業者との請負工事契約書写・導水路の変更その他行政上の手続を要する場合の許可書・専用線敷設のため必要とする国鉄用地外の土地取得または使用に関する証明書・資材関係調書(国鉄より売却希望の資材を含む)等であるが、申請当初において詳細図等の提出は困難な場合もあるので、一般計画図以外のものについては承認するまでの期間内の提出